

瑞浪市禁煙治療費補助事業を活用しませんか？

～禁煙したいあなたを応援します!!～



禁煙に
チャレンジ!

令和4年度末(令和5年3月31日)で
禁煙治療費助成事業が終了します。

(※令和4年12月1日までに治療を開始することが条件となります)

対象者

以下のすべてを満たす方が対象となります

- ◆瑞浪市にお住まいの方(20歳以上)
- ◆すぐに禁煙する意思がある
- ◆医師がニコチン依存症の管理が必要であると認めた方
- ・直ちに禁煙を希望し、医師より「禁煙治療のための標準手順書」にそった禁煙治療の説明を受け文書で同意している
- ・ニコチン依存症に係るスクリーニングテストでニコチン依存症と診断された(裏面参照)
- ・1日の喫煙本数×喫煙年数(ブリンクマン指数)が200以上
(※35歳未満は本数条件はありません。)
- ◆令和4年12月1日までに治療を開始していること
- ◆市税等滞納していないこと

補助内容

- ◆補助を受けられるのは一人1回まで
- ◆補助額
保険適用による禁煙治療医療費の1/2
(上限10,000円)
- ◆補助対象となる経費
(禁煙治療に係わる経費のみ対象です)
禁煙治療費に係る経費のうち初診料、再診料、ニコチン依存症管理料、薬剤料(医師の処方に基づく禁煙補助薬に限る)、処方料及び処方箋料など
(※書類作成費は対象外)

受診対象医療機関

- ◆保険適用で禁煙治療が受けられる医療機関
(日本禁煙学会のホームページで確認できます)
<http://www.nosmoke55.jp/nicotine/clinic.html>

補助の申請までの流れ

I. 事前の届け出⇒必ず治療を開始する前に健康づくり課へ

【瑞浪市禁煙治療費補助金事前届出書兼確約書★】を提出する。

II. 初回診察を受ける⇒医師の診断を受け、治療を開始する。

III. 5回の治療が終了したら⇒5回の治療が終了した日から3ヵ月以内に又は、治療が終了した日の属する年度の末日(3月末)までのいずれか早い日までに健康づくり課へ申請する。

《必要書類》①瑞浪市禁煙治療費補助金交付申請書★

②瑞浪市禁煙治療完了証明書★(医師が記載)または医療機関の定める禁煙治療が完了したことが分かる書類

③医療機関及び調剤の領収書と明細書

《注 意》5回治療をしていることが条件です。(中断した場合は対象外)

※申請における★の書類は瑞浪市ホームページからダウンロードできます。

※詳細、ご不明な点については、健康づくり課までお問い合わせください。



ニコチン依存度の確認をしてみましょう



チェック項目		どちらか選択	
問 1	自分が吸うつもりよりも、ずっと多くたばこを吸ってしまうことがありましたか？	はい	いいえ
問 2	禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことがありましたか？	はい	いいえ
問 3	禁煙や本数を減らそうとしたときに、たばこがほしくてほしくてたまらなくなることはありませんでしたか？	はい	いいえ
問 4	禁煙したり本数を減らそうとしたときに、次のどれかがありましたか？ (イライラ、神経質、落ちつかない、集中しにくい、ゆううつ、頭痛、眠気、胃のむかつき、脈が遅い、手のふるえ、食欲または体重増加)	はい	いいえ
問 5	問 4 でうかがった症状を消すために、またたばこを吸い始めることがありましたか？	はい	いいえ
問 6	重い病気にかかったときに、たばこはよくないとわかっているのに吸うことがありましたか？	はい	いいえ
問 7	たばこのために自分に健康問題が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか？	はい	いいえ
問 8	たばこのために自分に <u>精神的問題</u> が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか？ ※精神的問題…禁煙や本数を減らしたときに出現する離脱症状ではなく、喫煙することによって神経質になったり、不安や抗うつなどの症状が出現している状態	はい	いいえ
問 9	自分はたばこに依存していると感じることがありましたか？	はい	いいえ
問 10	たばこが吸えないような仕事やつきあいを避けることが何度かありましたか？	はい	いいえ
はい・いいえの該当個数			

★「はい」が 5 個以上の場合…『ニコチン依存症』と診断されます

禁煙する際に離脱症状が強く出やすいので、禁煙外来や禁煙補助薬を利用することをお勧めします。